

# 財団法人 世界聖典普及協会寄附行為

## 第1章 総 則

第 1 条 この法人は、財団法人世界聖典普及協会という。

第 2 条 この法人の事務所は東京都港区赤坂 9 丁目 6 番 3 3 号に置く。

## 第2章 目的及事業

第 3 条 この法人は、人類相互の宗教的理解を深め、宗教的信念に基き人類の福祉を増進し、文化の向上を図るために宗教聖典及び生長の家教義に関する書籍等の頒布に関する事業を行うことを目的とする。

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、世界の宗教聖典及び生長の家教義に関連する書籍等の頒布に関すること。
- 2、生長の家教団の宗教運動及び伝導事業を助成し併せて宗教団体の教化運動を促進するために宗教聖典其の他のものを無料又は低廉に頒布すること。
- 3、宗教を中心とする慈善、厚生福祉、救護の業務及び助成に関すること。
- 4、生長の家教団講師への旅費補助、生長の家教団及び各地教化部への教化助成金を支給すること。
- 5、その他目的を達成するために必要なこと。

## 第3章 資産及び会計

第 5 条 この法人の資産は次の各号から成る。

- 1、別紙財産目録に記載の財産
- 2、会 費
- 3、資産より生ずる果実
- 4、事業より生ずる収入
- 5、将来取得する寄附金品及び補助金、助成金
- 6、其の他の雑収入

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産及び通常財産の 2 種とする。

前条第 1 項第 1 号の財産の内、基本財産であることを指定されたもの及び基本財産と指定して寄附及び補助された財産並びに理事会の決議を経て基本財産に繰入れた財産を、この法人の基本財産とする。

前項以外の財産を通常財産とする。

基本財産は処分すること又は担保に供することはできない。但し止むを得ない事由あるときは理事会の決議を経、且つ文部科学大臣の承認を得て其の一部を処分することができる。

第 7 条 この法人の資産は理事長が管理する。資産のうち基本財産である現金もしくは有価証券は金銭信託、郵便官署又は確実なる銀行に預金される。

第 8 条 この法人の事業遂行に要する経費は資産より生ずる果実、会費、事業より生ずる収入、其の他の通常財産を以て支弁する。年度末の決算に剰余金を生じたときは、理事会の決議を経、その全部もしくは一部を基本財産に編入し又は次年度に繰越することができる。

第 9 条 この法人の予算は、毎会計年度の開始 1 ヶ月前に理事長が編成し、理事会の決議を経て決定し、決算は毎会計年度の終了後 3 ヶ月以内に調製し、財産目録及び事業報告書と共に会員の異動状況書に、監事の意見を附し、理事会の承認を受け文部科学大臣に報告しなければならない。

第 10 条 この法人の収支予算書で定めたものの外、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするとき、もしくは予算内の支出をなす為、其会計年度内の収入で償還する一時の借入金以外の借入金をするときは、理事会の決議を経、且つ監事の同意を得、さらに文部科学大臣の承認を得なければならない。

第 11 条 この法人が、第四条に規定する事業を行う場合収益を生じたときは、特別の会計となし其収益はこの法人の目的達成のため使用しなければならない。  
特別会計の報告は、この法人の事業報告と共に文部科学大臣に報告しなければならない。

第 12 条 この法人の事業報告書は毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

第 13 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、収支決算書及び貸借対照表を作り、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終る。

#### 第 4 章 役員及び職員

第 15 条 この法人には次の役員を置く

- 1、理 事 6 名以上 9 名以内うち理事長 1 名 専務理事 1 名 常務理事 1 名
- 2、監 事 2 名

理事は理事会で選任し、会長が任命する。理事は互選をもって理事長及び専務理事、常務理事を定める。

理事長はこの法人の事務を総理、又はこの法人を代表し、すべての会議の議長となる。この法人の理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事が其の職務を代行する。

専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基き日常の事務に従事する。

理事長以外の理事は全てこの法人の事務についてこの法人を代表しない。

第 16 条 この法人に、総裁 1 名、副総裁 1 名、会長 1 名、副会長 1 名を置く。

前項に規定するものは、名誉職とし、次の各号によって選任する者をいう。

- 1、総裁は理事会で選出する。副総裁は、理事会に諮って、総裁が之を選任する。
- 2、会長は理事会で詮衡する。副会長は理事会に諮って、会長が之を選任する。会長、副会長は理事会に出席して、意見を述べることができる。

第 17 条 理事は、理事会を組織し、次の事項を審議し、決定する。

- 1、寄附行為に定められたこと。

2、事業遂行上理事長が重要と認めたること。  
理事は、この寄附行為に違反してはならない。

第18条 監事は、理事長之を選任し、民法第59条に規定する職務を行い、この法人の理事又は職員とを兼ねることができない。

第19条 この法人の理事会には、理事の配偶者又は3親等以内の親族が1人以上含まれる事になってはならない。

第20条 役員の任期は、3ヶ年とする。但し再任を妨げない。  
補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期が満了しても後任者の就任するまでは、尚その職務を行うものとする。

第21条 この法人には、主事その他の職員を置くことができる。  
主事及び職員は、理事長が任免する。  
常務の役員及び職員には俸給を支弁することができる。

## 第5章 地方組織

第22条 この法人には、その発展に従い、別に定める細則によって次の地方組織を設けることができる。

- |        |        |
|--------|--------|
| 1、地区本部 | 3、市郡支部 |
| 2、県支部  | 4、町村支部 |

## 第6章 会議

第23条 理事会は毎年三月及び五月に理事長が招集する。但し理事長が必要と認めるとき又は理事の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求したときは理事長は、臨時に理事会を招集しなければならない。

理事会は、理事総数の三分の二以上の出席で成立する。

理事会の議事は、出席理事の過半数の同意で決する。但し可否同数なるときは議長の決するところによる。

第24条 理事会に出席できない理事で、委任すべき事項を明示した委任状をもって他の理事に委任した者は、前条の規定の適用についてはこれを出席者とみなし、議決権に加えることができる。

第25条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席代表者2名が署名捺印の上、これを保存しなければならない。

## 第7章 会員

第26条 この法人には次の種別の会員を置く。

- 1、甲種会員

この法人の目的事業に賛同し1年以上の会費を前納する者。

- 2、乙種会員

この法人の目的事業に賛同し会費を毎月納める者。

### 3、賛助会員

この法人の目的事業に賛同し1年以上の賛助会費を前納する者。

### 4、特別会員

この法人の目的事業に賛同し1年以上の特別会費を前納する者。

第27条 会員になろうとする者は会費を添えて入会届を提出し理事長の承認を受けなければならない。会費は別に細則で定める。

第28条 会員はこの法人の頒布する機関誌及び図書等の優先的頒布を受けることができる。

第29条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- 1、脱 退
- 2、禁治産及び準禁治産の宣告
- 3、死亡、失踪宣告又はこの法人の解散
- 4、除 名

第30条 会員で脱退しようとする者は理由を附して脱退届を理事会に提出しなければならない。

第31条 会員で次の各号の一に該当するときは理事会の決議を経て理事長が之を除名することができる。

- 1、会費を滞納したとき
- 2、この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

第32条 既納の会費は如何なる理由があってもこれを返還しない。

## 第8章 寄附行為の変更並びに解散

第33条 この寄附行為は、理事会の同意、総裁、副総裁の承認を得、且つ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第34条 この法人の解散は、役員全員の同意、総裁、副総裁の承認を得、且つ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第35条 この法人が解散したときの残余財産は、役員全員の同意、総裁、副総裁の承認を得、且つ、文部科学大臣の許可を得て宗教法人生長の家教団、又はこの法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

第36条 この寄附行為を施行するについての細目は、理事会の決定によって定める。